

岐阜県公報

目次

規 則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課) ページ 一

規 則

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
過疎地域における岐阜県税の特例に関する条例施行規則（昭和四十五年岐阜県規則第百三十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式付表 一 中

「新設又は増設した設備（製造事業用、ソフトウェア業用又は旅館業用に係るものに限る。）に直接従事する従業者数

」
「新設又は増設した設備（製造事業用、情報通信技術利用事業用又は旅館業用に係るものに限る。）に直接従事する従業者数

を

に改め、

同様式付表 二 中

「新設し又は増設した工業設備のうち製造事業用、ソフトウェア業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額

」
「新設し又は増設した工業設備のうち製造事業用、情報通信技術利用事業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額

を

に

等の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の場合には製造事業用、ソフトウェア業用又は旅館業用に係るものに限る。）

等の固定資産の価額（主たる事業が電気供給業又はガス供給業の場合には製造事業用、情報通信技術利用事業用又は旅館業用に係るものに限る。）

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十二年七月一日発行

発 行 所 者

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター